

2 岐阜県高等学校体育連盟規約 (抜粋)

(新)

第4章 組織

第5条

2 本連盟は、全国高等学校体育連盟、東海高等学校体育連盟並びに(公財)岐阜県スポーツ協会に加盟する。

第6条 本連盟に次の組織を置く。

(4) 委員会 研究委員会、広報委員会、~~体力・競技力向上委員会~~

第9条 会長及び副会長は、代表者会において選任する。

第11条

2 会長は、前項の他に若干名の理事を代表者会の承認を得て、委嘱することができる。

3 理事は、理事会を組織し、代表者会で決議された大綱に応じ、所要事項を企画・立案・運営する。

第12条 監事は、代表者会の承認を得て、会長が委嘱する。なお、監事は、他の役員を兼ねることができない。

第13条

2 顧問及び参与は、代表者会の承認を得て、会長が委嘱する。

第14条 加盟校代表者は、代表者会の都度、各加盟校が1名選出する。

2 加盟校代表者は、代表者会に出席し、その表決に加わる。

第6章 会議

第16条 本連盟に次の会議を置く。なお、構成メンバーは次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めた者を加えることができる。

(1) 代表者会 (会長、副会長、支部会長、理事長、副理事長、事務局長、加盟校代表者)

第17条 代表者会議は、本連盟の決議機関であり、加盟校代表者をもって構成する。

(旧)

第4章 組織

第5条

2 本連盟は、全国高等学校体育連盟、東海高等学校体育連盟並びに(財)岐阜県体育協会に加盟する。

第6条 本連盟に次の組織を置く。

(4) 委員会 研究委員会、広報委員会、体力・競技力向上委員会

第9条 会長及び副会長は、評議員会において選任する。

第11条

2 会長は、前項の他に若干名の理事を評議員会の承認を得て、委嘱することができる。

3 理事は、理事会を組織し、評議員会で決議された大綱に応じ、所要事項を企画・立案・運営する。

第12条 監事は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。なお、監事は、他の役員を兼ねることができない。

第13条

2 顧問及び参与は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第14条 評議員は、評議員会の都度、各加盟校が1名選出する。

2 評議員は、評議員会に出席し、その表決に加わる。

第6章 会議

第16条 本連盟に次の会議を置く。なお、構成メンバーは次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めた者を加えることができる。

(1) 評議員会 (会長、副会長、支部会長、理事長、副理事長、事務局長、加盟校代表者)

第17条 評議員会は、本連盟の決議機関であり、評議員をもって構成する。

- 2 代表者会議は、年1回これを開き、会長が議長となり、次に掲げる事項について審議・決定する。  
3 会長は、必要に応じて臨時代表者会議を招集することができる。

### 第9章 補則

第26条 本規約の施行について、必要な細目は理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

#### 附則

この規約は、昭和24年4月に施行する。  
この規約は、平成5年4月27日に一部改訂する。  
この規約は、平成11年4月27日に一部改訂する。  
この規約は、平成20年4月22日に一部改訂する。  
この規約は、平成22年4月20日に一部改訂する。  
この規約は、平成27年4月21日に一部改訂する。  
~~この規約は、令和2年4月14日に一部改正する(第5条)~~  
~~この規約は、令和2年4月14日に一部改正する(第6条)~~

- 2 評議員会は、年1回これを開き、会長が議長となり、次に掲げる事項について審議・決定する。  
3 会長は、必要に応じて臨時評議員会を招集することができる。

### 第9章 補則

第26条 本規約の施行について、必要な細目は理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

#### 附則

この規約は、昭和24年4月に施行する。  
この規約は、平成5年4月27日に一部改訂する。  
この規約は、平成11年4月27日に一部改訂する。  
この規約は、平成20年4月22日に一部改訂する。  
この規約は、平成22年4月20日に一部改訂する。

3 岐阜県高等学校体育連盟内規 (抜粋)

(新)	(旧)
<p><b>(加盟校の入会及び競技種目の加盟)</b></p>	<p><b>(加盟校の入会及び競技種目の加盟)</b></p>
<p>3 本連盟に新たに入会する加盟校及び専門部に加入する競技種目については、連盟の理事会の決議を経た上、連盟の<u>代表者会議</u>の承認を得て加えることができる。</p>	<p>3 本連盟に新たに入会する加盟校及び専門部に加入する競技種目については、連盟の理事会の決議を経た上、連盟の<u>評議員会</u>の承認を得て加えることができる。</p>
<p><del>-(特別別委員会)-</del></p>	<p><del>-(特別別委員会)-</del></p>
<p><del>6 本連盟に、次の特別委員会を設ける。なお、特別委員会の規定は別に定める。</del>  <del>(1) 岐阜県高等学校総合体育大会総合開会式準備(実行)委員会</del></p>	<p>6 本連盟に、次の特別委員会を設ける。なお、特別委員会の規定は別に定める。  (1) 岐阜県高等学校総合体育大会総合開会式準備(実行)委員会</p>
<p>この内規は、平成11年4月27日に一部改訂する。  この内規は、平成14年4月30日に一部改訂する。  この内規は、平成20年4月22日に一部改訂する。  この内規は、平成22年4月20日に一部改訂する。  この内規は、平成27年4月21日に一部改訂する。  この規約は、令和2年4月14日に一部改正する。</p>	<p>この内規は、平成11年4月27日に一部改訂する。  この内規は、平成14年4月30日に一部改訂する。  この内規は、平成20年4月22日に一部改訂する。  この内規は、平成22年4月20日に一部改訂する。</p>

4 岐阜県高等学校体育連盟加盟校分担金等に関する細則 (抜粋)

(新)	(旧)												
<p>第2条 加盟校分担金は、次のとおりとし、毎年5月末日までに納入する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 全日制課程</td> <td style="width: 35%;">生徒1人につき年額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">550円</td> </tr> <tr> <td>(2) 定時制・通信制課程</td> <td>生徒1人につき年額</td> <td style="text-align: right;">250円</td> </tr> </table> <p>第4条 この細則の改正は、理事会で審議し、<u>代表者会議</u>の議決を経なければならない。</p> <p>この細則は、平成11年4月27日に一部改訂する。                      この細則は、平成14年4月30日に一部改訂する。                      この細則は、平成20年4月22日に一部改訂する。                      この細則は、平成27年4月21日に一部改訂する。  <del>この細則は、平成31年4月16日に一部改正する。</del></p>	(1) 全日制課程	生徒1人につき年額	550円	(2) 定時制・通信制課程	生徒1人につき年額	250円	<p>第2条 加盟校分担金は、次のとおりとし、毎年5月末日までに納入する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 全日制課程</td> <td style="width: 35%;">生徒1人につき年額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">460円</td> </tr> <tr> <td>(2) 定時制・通信制課程</td> <td>生徒1人につき年額</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </table> <p>第4条 この細則の改正は、理事会で審議し、<u>評議員会</u>の議決を経なければならない。</p> <p>この細則は、平成11年4月27日に一部改訂する。                      この細則は、平成14年4月30日に一部改訂する。                      この細則は、平成20年4月22日に一部改訂する。</p>	(1) 全日制課程	生徒1人につき年額	460円	(2) 定時制・通信制課程	生徒1人につき年額	200円
(1) 全日制課程	生徒1人につき年額	550円											
(2) 定時制・通信制課程	生徒1人につき年額	250円											
(1) 全日制課程	生徒1人につき年額	460円											
(2) 定時制・通信制課程	生徒1人につき年額	200円											

6 岐阜県高等学校体育連盟支部規程 (抜粋)

(新)

第8条 部会長及び副部会長は、支部の加盟校の校長の中から、支部代表者会議において選出し、連盟の会長が委嘱する。

第10条

- 2 部会長は、前項の他に若干名の理事を支部代表者会議の承認を得て、移植することができる。
- 3 理事は、支部理事会を組織し、支部代表者会議で決議された大綱に応じ、所要事項を企画・立案・運営する。

第11条 監事は、支部代表者会議の承認を得て、部会長が委嘱する。なお、幹事は他の役員を兼ねることができない。

第12条

- 2 顧問及び参与は、支部代表者会議の承認を得て、部会長が委嘱する。

第13条 支部代表者は、支部代表者会議の都度、各加盟校が1名あて選出する。

- 2 支部代表者は、支部代表者会議に出席し、その表決に加わる。

第15条 支部の会議は、支部代表者会議、支部常務理事会及び支部理事会とする。

第16条 支部代表者会議は、支部の議決機関であり、支部代表者をもって構成する。

- 2 支部代表者会議は、年1回これを開き、部会長が議長となり、次に掲げる事項について審議・決定する。
- 3 部会長は、必要に応じて臨時支部代表者会議を招集することができる。

附則

この規程は、平成11年4月27日から施行する。  
 この規程は、平成20年4月22日に一部改訂する。  
 この規程は、平成22年4月20日に一部改訂する。  
 この規程は、平成27年4月21日に一部改訂する。

(旧)

第8条 部会長及び副部会長は、支部の加盟校の校長の中から、支部評議員会において選出し、連盟の会長が委嘱する。

第10条

- 2 部会長は、前項の他に若干名の理事を支部評議員会の承認を得て、移植することができる。
- 3 理事は、支部理事会を組織し、支部評議員会で決議された大綱に応じ、所要事項を企画・立案・運営する。

第11条 監事は、支部評議員会の承認を得て、部会長が委嘱する。なお、幹事は他の役員を兼ねることができない。

第12条

- 2 顧問及び参与は、支部評議員会の承認を得て、部会長が委嘱する。

第13条 支部評議員は、支部評議員会の都度、各加盟校が1名あて選出する。

- 2 支部評議員は、支部評議員会に出席し、その表決に加わる。

第15条 支部の会議は、支部評議員会、支部常務理事会及び支部理事会とする。

第16条 支部評議員会は、支部の議決機関であり、支部評議員をもって構成する。

- 2 支部評議員会は、年1回これを開き、部会長が議長となり、次に掲げる事項について審議・決定する。
- 3 部会長は、必要に応じて臨時支部評議員会を招集することができる。

附則

この規程は、平成11年4月27日から施行する。  
 この規程は、平成20年4月22日に一部改訂する。  
 この規程は、平成22年4月20日に一部改訂する。

7 岐阜県高等学校体育連盟定通部規程 (抜粋)

(新)	(旧)
<p>第9条 部会長及び副部会長は、加盟校の校長・副校長の中から定通部<u>代表者会議</u>において選出し、連盟の会長が委嘱する。</p>	<p>第9条 部会長及び副部会長は、加盟校の校長・副校長の中から定通部<u>評議員会</u>において選出し、連盟の会長が委嘱する。</p>
<p>第11条 2 部会長は、前項の他に若干名の理事を定通部<u>代表者会議</u>の承認を得て、移植することができる。 3 理事は、定通部<u>理事会</u>を組織し、定通部<u>代表者会議</u>で決議された大綱に応じ、所要事項を企画・立案・運営する。</p>	<p>第11条 2 部会長は、前項の他に若干名の理事を定通部<u>評議員会</u>の承認を得て、移植することができる。 3 理事は、定通部<u>理事会</u>を組織し、定通部<u>評議員会</u>で決議された大綱に応じ、所要事項を企画・立案・運営する。</p>
<p>第12条 監事は、定通部<u>代表者会議</u>の承認を得て、部会長が委嘱する。なお、幹事は他の役員を兼ねることができない。</p>	<p>第12条 監事は、定通部<u>評議員会</u>の承認を得て、部会長が委嘱する。なお、幹事は他の役員を兼ねることができない。</p>
<p>第13条 2 顧問及び参与は、定通部<u>代表者会議</u>の承認を得て、部会長が委嘱する。</p>	<p>第13条 2 顧問及び参与は、定通部<u>評議員会</u>の承認を得て、部会長が委嘱する。</p>
<p>第14条 定通部<u>代表者</u>は、定時部<u>代表者会議</u>の都度、各加盟校が1名あて選出する。 2 定通部<u>代表者</u>は、定通部<u>代表者会議</u>に出席し、その評決に加わる。</p>	<p>第14条 定通部<u>評議員</u>は、定時部<u>評議員会</u>の都度、各加盟校が1名あて選出する。 2 定通部<u>評議員</u>は、定通部<u>評議員会</u>に出席し、その評決に加わる。</p>
<p>第16条 定通部の会議は、定通部<u>代表者会議</u>、定通理事会とする。</p>	<p>第16条 定通部の会議は、定通部<u>評議員会</u>、定通理事会とする。</p>
<p>第17条 定通部<u>代表者会議</u>は、定通部の議決機関であり、定通部<u>代表者</u>をもって構成する。 2 定通部<u>代表者会議</u>は、年1回これを開き、部会長が議長となり、次に掲げる事項について審議・決定する。 3 部会長は、必要に応じて臨時定通部<u>代表者会議</u>を招集することができる。</p>	<p>第17条 定通部<u>評議員会</u>は、定通部の議決機関であり、定通部<u>評議員</u>をもって構成する。 2 定通部<u>評議員会</u>は、年1回これを開き、部会長が議長となり、次に掲げる事項について審議・決定する。 3 部会長は、必要に応じて臨時定通部<u>評議員会</u>を招集することができる。</p>
<p>附則  この規程は、平成11年4月27日から施行する。 この規程は、平成13年5月10日に一部改訂する。 この規程は、平成22年4月20日に一部改訂する。 <u>この規程は、平成27年4月21日に一部改訂する。</u></p>	<p>附則  この規程は、平成11年4月27日から施行する。 この規程は、平成13年5月10日に一部改訂する。 この規程は、平成22年4月20日に一部改訂する。</p>

9 岐阜県高等学校体育連盟研究委員会会則 (抜粋)

(新)	(旧)
<p>第5条 2 代表委員及び委員は、連盟の<u>代表者会議</u>において承認された者で、連盟の会長が委嘱する。</p> <p>附則</p> <p>この会則は、平成5年7月6日から施行する。 この会則は、平成6年4月26日一部改訂する。 この会則は、平成11年4月27日一部改訂する。 この会則は、平成22年4月20日一部改訂する。 <u>この規程は、平成27年4月21日一部改訂する。</u></p>	<p>第5条 2 代表委員及び委員は、連盟の<u>評議員会</u>において承認された者で、連盟の会長が委嘱する。</p> <p>附則</p> <p>この会則は、平成5年7月6日から施行する。 この会則は、平成6年4月26日一部改訂する。 この会則は、平成11年4月27日一部改訂する。 この会則は、平成22年4月20日一部改訂する。 <u>この規程は、平成27年4月21日一部改訂する。</u></p>

9 岐阜県高等学校体育連盟広報委員会会則 (抜粋)

(新)	(旧)
<p>第5条 2 代表委員及び委員は、連盟の<u>代表者会議</u>において承認された者で、連盟の会長が委嘱する。</p> <p>附則</p> <p>この会則は、平成11年4月27日から施行する。 この会則は、平成22年4月20日一部改訂する。 <u>この規程は、平成27年4月21日一部改訂する。</u></p>	<p>第5条 2 代表委員及び委員は、連盟の<u>評議員会</u>において承認された者で、連盟の会長が委嘱する。</p> <p>附則</p> <p>この会則は、平成11年4月27日から施行する。 この会則は、平成22年4月20日一部改訂する。 <u>この規程は、平成27年4月21日一部改訂する。</u></p>

11 岐阜県高等学校体育連盟体力・競技力向上委員会会則 (抜粋)

この会則は令和2年4月14日に廃止

12 岐阜県高等学校総合体育大会総合開会式準備(実行)委員会会則 (抜粋)

この会則は令和3年4月13日に廃止

13 岐阜県高等学校体育連盟表彰規程 (抜粋)

(新)	(旧)
<p>第3条 (2) 優秀選手及び優秀チーム イ ライフル射撃・軟式野球・<del>女子ウエイトリフティング</del>・ゴルフの各全国高等学校選手権大会で、3位以内に入賞したもの。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成11年4月27日に一部改訂する。 この規程は、平成14年4月30日に一部改訂する。 この規程は、平成22年4月20日に一部改訂する。 <u>この規程は、令和2年4月14日に一部改訂する。</u></p>	<p>第3条 (2) 優秀選手及び優秀チーム イ ライフル射撃・軟式野球・<del>女子ウエイトリフティング</del>・ゴルフの各全国高等学校選手権大会で、3位以内に入賞したもの。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成11年4月27日に一部改訂する。 この規程は、平成14年4月30日に一部改訂する。 この規程は、平成22年4月20日に一部改訂する。</p>



14 岐阜県高等学校体育連盟表彰規程内規 (抜粋)

(新)

- 3 岐阜県高等学校体育連盟表彰規程第4条の推薦状については、下記の様式にて連盟の会長に提出する。

【推薦状】

令和 年 月 日
岐阜県高等学校体育連盟会長 様
所 属 名 _____
所属代者名 _____
岐阜県高等学校体育連盟表彰に係る推薦について

(旧)

- 3 岐阜県高等学校体育連盟表彰規程第4条の推薦状については、下記の様式にて連盟の会長に提出する。

【推薦状】

平成 年 月 日
岐阜県高等学校体育連盟会長 様
所 属 名 _____
所属代者名 _____ 印
岐阜県高等学校体育連盟表彰に係る推薦について

15 岐阜県高等学校体育連盟会計処理規程 (抜粋)

(新)	(旧)
<p>第7条 教育委員会に提出する県補助金関係の会計にかかる提出書類は、教育委員会<u>体育健康課</u>により指示された様式により作成する。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成5年4月1日から施行する。                      この規程は、平成10年4月1日から施行する。                      この規程は、平成12年4月1日から施行する。                      この規程は、平成22年4月20日から施行する。                      この規程は、平成27年4月21日から施行する。</p>	<p>第7条 教育委員会に提出する県補助金関係の会計にかかる提出書類は、教育委員会<u>スポーツ課</u>により指示された様式により作成する。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成5年4月1日から施行する。                      この規程は、平成10年4月1日から施行する。                      この規程は、平成12年4月1日から施行する。                      この規程は、平成22年4月20日から施行する。</p>

16 岐阜県高等学校体育連盟旅費規程 (抜粋)

(新)	(旧)
<p>1 県外旅費                      (1) 大会役員旅費                      エ 「ライフル射撃・ゴルフ」の各全国高等学校選手権大会</p> <p>附則</p> <p>この規程は、昭和49年4月1日より施行する。                      この規程は、昭和62年4月に一部改訂する。                      この規程は、平成3年4月23日に一部改訂する。                      この規程は、平成11年4月27日に一部改訂する。                      この規程は、平成14年4月30日に一部改訂する。                      この規程は、平成20年4月22日に一部改訂する。                      この規程は、平成22年4月20日に一部改訂する。                      この規約は、令和2年4月14日に一部改正する(第5条)</p>	<p>1 県外旅費                      (1) 大会役員旅費                      エ 「ライフル射撃・<u>女子ウエイトリフティング</u>・ゴルフ」の各全国高等学校選手権大会</p> <p>附則</p> <p>この規程は、昭和49年4月1日より施行する。                      この規程は、昭和62年4月に一部改訂する。                      この規程は、平成3年4月23日に一部改訂する。                      この規程は、平成11年4月27日に一部改訂する。                      この規程は、平成14年4月30日に一部改訂する。                      この規程は、平成20年4月22日に一部改訂する。                      この規程は、平成22年4月20日に一部改訂する。</p>